

令和元年度第2回高知県個人情報保護制度委員会議事概要

- 1 日時 : 令和元年10月30日(水)13時30分から14時57分まで
- 2 場所 : 高知会館 3階「弥生」
- 3 出席者 : 委員
門田会長、稲田副会長、池田委員、浜永委員、福島委員、福本委員

事務局
文書情報課 徳橋課長、小谷課長補佐、小松
- 4 会議した事案の件名
 - (1) 会長、副会長の選任
 - (2) 諮問案件
個人情報の目的外提供の制限の例外に関する事項(条例第10条第1項第7号関係)
兵籍簿管理業務(地域福祉政策課)
 - (3) 報告事項
個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項 18所属26件
 - (4) その他
 - ・オンライン結合に係る全国の個人情報保護条例の規定状況について
 - ・行政サービスデジタル化の動向(非識別加工情報制度の導入を含む)
- 5 議事概要
 - (1) 会長、副会長の選任
会長は門田委員、副会長は稲田委員とすることで、承認された。
 - (2) 諮問案件
個人情報の目的外提供の制限の例外に関する事項について
地域福祉政策課から、兵籍簿の本人以外への提供について、平成13年に当委員会に諮問して承認された現行の提供先は「3親等内の親族」となっているが、実際に祭祀をされる方やお墓を移転される方が代替わりしている実態があり、民法に準じている国の基準に合わせて「6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族」に対象を広げたい旨の諮問があり、異議なく承認された。

(3) 報告事項

個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について事務局から、個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について協議があった18課26件の事項について承認した旨の報告があった。

(4) その他

・オンライン結合に係る全国の個人情報保護条例の規定状況について

事務局から、オンライン結合に係る全国の個人情報保護条例の規定状況について説明があり、当県の現在の規定は、全国ではスタンダードではあるが、本人同意があってもオンライン結合ができない厳しい規定であること。本人同意があればオンライン結合できると規定しているのは8県とまだ少数派ではあるが、これまでの当委員会への諮問の際も本人同意を得ることを条件に承認をもらっていることや、行政サービスのデジタル化の動きも踏まえ、本人同意があればオンライン結合を可能とする規定に改正する方向で、今後検討していきたいと考えているとの報告があった。

・行政サービスデジタル化の動向（非識別加工情報制度の導入を含む）

情報政策課から、高知県行政サービスデジタル化推進会議や非識別加工情報活用のイメージ等についての説明があり、データのオープン化などに取り組む中で、個人情報保護の観点からオープン化する範囲、方法等について将来的に当委員会の意見を聴きながら検討していきたいとの報告があった。

また、事務局から、非識別加工情報の提供に関する制度の導入手順等についての説明があり、制度の導入にあたっては、加工の技術の安全性や、民間事業者のニーズの把握など課題山積ではあるが、国の動きも見ながら、慎重に丁寧に議論を進めていきたいとの報告があった。